



外国人旅行者対象の増値税の免税制度「即時還付」について

2025年4月8日付けで、外国人旅行者を対象とした増値税の免税制度「即時還付」に関する公告（国家税務総局公告 2025年第9号）が発表されました。今回のニュースレターでは、「即時還付」制度の内容と、還付を受けるための留意点をご紹介します。

「即時還付」制度は、外国人旅行者が即時還付加盟店で免税対象商品を購入する際、店舗側と契約を締結し、クレジットカードの事前承認を行うことで、その場で免税額相当額の人民元の還付申請ができることを指します。そして、外国人旅行者が出国時に税関で所定の手続きをし、還付代理機関の審査を受けることで、クレジットカードの事前承認が解除され、出国時の税金還付手続きが完了します。

クレジットカードの事前承認とは、店舗側が、「即時還付」制度を利用する旅行者に対して、クレジットカードに免税額相当額を先に前払いし、その金額を保持しておくこと意味します。事前承認が解除されると、クレジットカードに金額が入金、つまり還付されます。一方で、事前承認が解除されないと、この前払金は回収されることとなります。

「即時還付」制度を出国時に享受するための留意事項は、以下の通りです。

1. 商品の購入時

即時還付加盟店で免税対象商品を購入後、「即時還付」制度を利用する**本人が契約書に署名**をします。その後、店舗側がクレジットカードの事前承認の手続きを行い、**還付申請書「境外旅客购物离境退税申请单」**を発行するので、それを受け取ります。

2. 税関での申告時

税関での申告時、**免税対象商品・免税対象商品の領収書・還付申請書・パスポートなどの有効な身分証明証**を提示する必要があります。

3. 還付代理機関による審査時

還付代理機関による審査時、**免税対象商品の領収書・税関で確認印が押された還付申請書・パスポートなどの有効な身分証明証**を提示する必要があります。

「即時還付」制度により、増値税の免税還付の利便性が高まります。その結果、外国人旅行者の購買意欲が向上し、国内消費が拡大することが期待されます。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

| | |
|---|---|
| 北京分公司 北京市朝陽区農光南里1号楼龍輝大廈12楼(創富港)12002室 電話: +86-131-6731-4021 担当: 坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com | 蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路135号融盛商務中心1号2113室2122单元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 高橋 (TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com |
| 上海總公司 上海市黃浦區茂名南路58号花園飯店(上海)601室 電話: +86-21-6473-5450 担当: 粟村 (AWAMURA) 日本公認會計士 hi.awamura@faircongrp.com | 成都分公司 四川省成都市成華區雙慶路10号華潤大廈32層3243室 電話: +86-28-6115-7211 担当: 大浦 (OURA) da.oura@faircongrp.com |

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

広州分公司

広州市天河区珠江新城花城大道 68 号环球都会广场 1710B 室

電話：+86-20-8559-9936

担当：米田（YONEDA）

ka.yoneda@faircongrp.com

深セン分公司

深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室

電話：+86-755-8252-8290

担当：米田（YONEDA）

ka.yoneda@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。